

## 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

県立中央病院別館空調設備保守点検業務 一式

#### (2) 業務の仕様

別紙別館空調設備保守点検業務共通仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 令和 3 年 4 月 1 日以降に、空冷式マルチパッケージ形空気調和機の保守点検業務を元請けとして履行した実績を有すること。

(6) 本件業務に係る業務担当者として、第一種冷媒フロン類取扱技術者の資格を有する者を配置させることができる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当

電話 0857-26-2271（内線 2762）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 2 月 5 日（木）から同月 17 日（火）までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。

#### (3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月6日（金）午後2時30分 即時入札

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院会議室1（本館7階）

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メール又は郵便等により4の(1)の場所に令和8年2月10日（火）午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。なお、電子メールによる場合は、件名に「県立中央病院別館空調設備保守点検業務に関する質問」と明記すること。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、令和8年2月13日（金）に鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/choubyouin/>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を作成の上、4の(1)の場所に令和8年2月17日（火）午後5時までに提出しなければならない。なお、期限までに事前提出書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。  
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) 提出期限以降における事前提出物の差し替え及び再提出は認めない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 2の(5)を証するもの（契約書の写し、業務仕様書等）
- (3) 2の(6)を証するア及びイの書類  
ア 資格者免状の写し等  
イ アの者と雇用関係を証するもの（雇用保険被保険者証の写し等；ただし、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、被保険者等記号・番号等に復元できない程度にマスキングを施すこと。）

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年2月26日（木）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立中央病院長に対し、入札参加資格がないとした理由について、4の(1)の場所に令和8年3月3日（火）正午までに書面（様式は自由）を提出することにより説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立中央病院長は、説明を求めた者に対して令和8年3月5日（木）までに書面により回答する。

## 9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書（様式第4号）は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (3) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約期間における総額の契約申込金額（以下。「契約申込金額」という。）とする。併せて、課税事業者にあっては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、各年度に係る請求金額は、本業務に係る契約申込金額を3で除した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。上記請求金額の合計金額が本業務に係る契約申込金額に満たない場合は、当該不足額を最初年度の請求時に併せることとする。
- (4) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない
- (5) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて計3回とする。）
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札者は、政令、財務規程、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (8) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 入札者は、入札書の記載内容について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
- (10) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
  - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵送すること。
  - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。
- (11) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を4の(1)の場所に提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (12) 落札となるべき価格と同価格の入札者が複数あるときは、くじ引きで落札者を決定する。

## 10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 委任状のない代理人の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (4) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 記名押印のない入札書による入札
- (7) 金額数字の不鮮明な入札
- (8) 政令、財務規程、会計規則、本件公告及びこの入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

## 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

ただし、その者の入札金額によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

## 13 契約書作成の要否

要

## 14 手続における交渉の有無

無

## 15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがあることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反する事が判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。  
(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 10 の (2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を4の(1)の場所に提出すること

(6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）を、4の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。